

全国 SLA「学校図書館司書教諭講習講義要綱」改定版(第一次案)の検討

First Draft on Teacher Librarian Training Program by Japan School Library Association

川瀬 綾子[†] 北 克一^{††}

KAWASE Ayako[†], KITA Katsuichi^{††}

抄録：2018年8月14日、全国学校図書館協議会はホームページにおいて「学校図書館司書教諭講習講義要綱」改定案(第一次案)を公開した。同改定案(第一次案)は、2018年8月8日～8月10日に開催された第41回全国学校図書館研究大会(富山・高岡大会)において配布された資料である。2018年8月末まで、この改定版(第一次案)についての意見を公募している。

本稿では、この改定版(第一次案)について検討を進める。検討の主な視点は、2009年10月15日に全国学校図書館協議会が示した「学校図書館司書教諭講習講義要綱」との比較である。

キーワード：学校図書館司書教諭講習講義要綱改定版(第一次案)、全国学校図書館協議会

Keywords：First Draft on Teacher Librarian Training Program, Japan School Library Association

1. はじめに

2018年8月14日、全国学校図書館協議会(以下、全国SLA)はホームページにおいて「学校図書館司書教諭講習講義要綱」改定案(第一次案)(以下、「要綱(第一次案)」)を公開していた¹。「要綱(第一次案)」は、2018年8月8日～8月10日に開催された第41回全国学校図書館研究大会(富山・高岡大会)において配布された資料である。

内容は、司書教諭講習の講義科目である「学校経営と学校図書館」、「学校図書館メディアの構成」、「学習指導と学校図書館」、「読書と豊かな人間性」、「情報メディアの活用」の5科目についての「科目のねらいと概要」、及び、15回の講義に合わせたシラバスである。2018年8月末まで、この「要綱(第一次案)」についての意見を公募している²。

本稿では、「要綱(第一次案)」につき検討を進める。検討の主な視点は、2009年10月15日に全国学校図書館協議会が示した「学校図書館司書教諭講習講義要綱」(以下、「要綱09」)³との比較である。

今回の「要綱(第一次案)」では、作成者が全国

学校図書館協議会司書教諭講習テキスト編集委員会となっていることから、最終的な「学校図書館司書教諭講習講義要綱」改定案(最終案)(仮称)をもとに、5科目のテキスト刊行を目指している、と推測される。

前回でも「要綱 09」に基づいて、「シリーズ学校図書館学」(全国学校図書館協議会, 2011)が、刊行されている。なお、刊行に至る経緯は、同シリーズの共通した「はしがき」に記されている。

本稿では、この「要綱(第一次案)」について検討を進める。

以下では、「要綱(第一次案)」の司書教諭講習講義科目である5科目について、順次に検討を進める。

検討の中心となる素材は、「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について(通知)」⁴の別紙 2「司書教諭の講習科目のねらいと内容」⁵(以下、「講習科目」)、及び、「要綱 09」、「要綱(第一次案)」の3点である。

2. 「講習科目」と「要綱 09」、「要綱(第一次案)」

「講習科目」は先に述べたように「学校図書館司書教諭講習規程を改正する文部科学省令」一こ

[†]京都外国語大学等

^{††}大阪市立大学

れにより、5科目10単位を定めた一の別紙として公表されたものであり、多分に規範的要素が強い。

一方、「要綱09」は全国SLAが自発的に司書教諭講習テキスト編集委員会を設置し、「講習科目」に関して具体的な展開を行ったものである。なお、「要綱09」は「シリーズ学校図書館学」を念頭に、各科目単位での目次構成でまとめられている。

これに対して足掛け10年後に全国SLAが再び提起した「要綱(第一次案)」は、15回の講義回数を想定して構成しているので、「要綱09」の項目と一意対応していない。

しかし、「要綱09」の後に再び「要綱(第一次案)」という新たな提案を問うことには、(1)10年間という時間の流れの中で、学校、学校図書館を取り巻く教育の情報環境が大きく変化してきたこと、(2)教育基本法⁶、学校教育法⁷、学校図書館法⁸等の法規改正や中教審を始めとする初等中等教育、高等教育の在り方に対する大幅な価値転換、学習指導要領の改定などを背景としていると考えられる。

以下、次章から司書教諭講習の5科目について、順次に検討を進める。

3. 学校経営と学校図書館

本章では、学校図書館司書教諭講習講義の総論科目である学校経営と学校図書館について検討する。

3.1 科目の「ねらい」

最初に文部科学省が示している科目の「ねらい」を取り上げる⁹。

「講習科目」では、学校経営と学校図書館について、次のように記している¹⁰。

学校図書館の教育的意義や経営など全般的事項についての理解を図る

これに対して「要綱09」、及び、「要綱(第一次案)」は、この「講習科目」の「ねらい」を解説的に展開したものとなっている。具体的に見ていく。

「要綱09」では、次の内容である。少し長文になるが、大切なところなので引用で示す¹¹。

当科目は、学校教育における学校図書館の果たす役割を明らかにし、その理念・発展過程と課題・教育行政との関わり・学校図書館経営のあり方など、学校図書館全般についての基本的理解を目ざす。また、教師として、学校図書館経営の責任者としての司書教諭の任務と担うべき役割とを明確にし、校内の協力体制作り、司書教諭としての研修の重要性にふれる。さらに、学校図書館メディア・学校図書館活動・他の館種を含めた図書館ネットワーク等についての基本的理解を図る。

この科目は、講義科目全体の総論的性格を持つため、実務的な内容は最小限に抑え、他の各科目との関連に留意する。可能なかぎり今日の学校教育の諸課題をふまえ、学校図書館の教育的意義及び司書教諭の果たすべき任務を明らかにし、意欲的・創造的な活動を促す学習内容とする。(下線は筆者)

すなわち当該科目について、「要綱09」は5科目全体の概論科目として捉え、「実務的な内容は最小限に抑え」、「学校図書館全般についての基本的理解を目ざす」としている。

では、足掛け10年の歳月を経て新たに提起された「要綱(第一次案)」はどのようなになっているのか。引用で示す¹²。

当科目は、現代社会や学校教育の動向を踏まえ、学校図書館の理念・目的・役割・活動内容等の理論と実践について学び、学校図書館の現状と課題を明らかにして、学校図書館の専門的職務を担う司書教諭等に求められる役割や職務について基本的な理解を図ることを目的としており、司書教諭講義科目全体の総論的性格をもっている。学校図書館では、これまで他の館種に比べて、施設・設備の規模が比較的小さく、専門的職員の配置も不足していたことにより、多くの学校図書館では学校図書館担当者の経験や勘に頼った図書館運営が行われてきたが、今後は計画・実行・評価・改善という経営サイクルに即した効果的、効率的な図書館経営が求められている。当科目は、そのための中心的な科目であり、その学習を通して学校の教育目標の

達成を支援し、意欲的・創造的で魅力のある学校図書館活動を実現していく人材の育成に資する科目である。(下線は筆者)

このように「要綱(第一次案)」は、「司書教諭講義科目全体の総論的性格をもっている」という位置づけは継続しつつも、「多くの学校図書館では学校図書館担当者の経験や勘に頼った図書館運営が行われてきたが、今後は計画・実行・評価・改善という経営サイクルに即した効果的、効率的な図書館経営が求められている。」と新たに経営におけるPDCAサイクルの導入を求めている¹³。

では、この「要綱09」と「要綱(第一次案)」での相違が、具体的にどのようなになっているのか、を次節の「内容」で検討を進める。

3.2 内容(シラバス)

「要綱09」は、6つの柱を立てて、「内容」を展開している。次に、それを引用で示す¹⁴。

「要綱09」の内容

- I. 学校図書館の理念と教育的意義
- II. 教育行政と学校図書館
- III. 学校図書館の経営
- IV. 司書教諭の任務と職務
- V. 学校図書館メディアの構成と管理
- VI. 学校図書館活動

このように「要綱09」は、「講習科目」の内容にある8つの柱とは異なる6つの柱で構成されているが、注意深く観察すれば、「講習科目」の8つの項目をすべて包含している。

次に「要綱(第一次案)」の「内容」を確認しておこう。引用で示す¹⁵。

「要綱(第一次案)」の内容

- 第1回 学校教育の理念と学校図書館
- 第2回 学校図書館の歴史
- 第3回 学校図書館の法と行政
- 第4回 学校のエデュケーションと学校図書館
- 第5回 学校図書館の機能・役割
- 第6回 学校図書館担当者の任務と役割
- 第7回 学校図書館の経営

- 第8回 学校図書館の管理
- 第9回 学校図書館の運営
- 第10回 学校図書館の学習活動への支援
- 第11回 学校図書館の特別活動への支援
- 第12回 学校図書館の連携・協力
- 第13回 学校図書館と特別支援教育
- 第14回 学校図書館活動の評価と改善
- 第15回 学校図書館の将来像

ここで、「要綱(第一次案)」の15コマのシラバス仕立てを、「要綱09」と対峙させてみる。

表1 要綱(第一次案)と「要綱09」対応比較
学校経営と学校図書館

「要綱(第一次案)」	「要綱09)」	主な相違点
第1回 学校教育の理念と学校図書館 第2回 学校図書館の歴史	I. 学校図書館の理念と教育的意義	学校図書館の歴史を、独立して取り上げている。
第3回 学校図書館の法と行政 第4回 学校のエデュケーションと学校図書館 第5回 学校図書館の機能・役割	II. 教育行政と学校図書館	教育課程と学校図書館を、独立して取り上げている。
第6回 学校図書館担当者の任務と役割	IV. 司書教諭の任務と職務	「学校司書の任務と役割」が新たに追加。学校図書館法改正の反映。
第7回 学校図書館の経営 第8回 学校図書館の管理 第9回 学校図書館の運営	III. 学校図書館の経営	学校図書館の経営、管理、運営と手厚く取り上げている。

第10回 学校図書館の学習活動への支援 第11回 学校図書館の特別活動への支援 第12回 学校図書館の連携・協力 第14回 学校図書館活動の評価と改善	VI. 学校図書館活動	学校図書館の読書活動への支援、情報リテラシー教育への支援への言及がない。 ＜読書センター機能＞、＜情報センター機能＞の要素への言及がない。 PDCA サイクルに言及。
	V. 学校図書館メディアの構成と管理	「要綱（第一次案）」では欠落。

このように、「要綱(第一次案)」と「要綱 09」を対比すると、いくつかの相違が明らかとなる。

- (1) 「要綱(第一次案)」で新しく展開した点
 - ・学校図書館の歴史を、独立して取り上げている。
 - ・教育課程と学校図書館を、独立して取り上げている。
 - ・「学校司書の任務と役割」が新たに追加。学校図書館法改正を反映した。
 - ・学校図書館の経営、管理、運営と手厚く取り上げている。
 - ・PDCA サイクルに言及している。
- (2) 「要綱(第一次案)」でやや欠けている事項
 - ・第5回目、10、11回目とも関連しているが、学校図書館の読書活動への支援、情報リテラシー教育への支援への言及がない。
- (3) 「要綱(第一次案)」で完全に欠落した事項
 - ・「要綱 09」にあった「V. 学校図書館メディアの構成と管理」を抹消した。

項番(1)は、「要綱(第一次案)」が新しいコンセプトを展開した事項である。

項番(2)は、「要綱(第一次案)」において、学校図書館の3つの機能の＜読書センター機能＞、＜学習センター機能＞、＜情報センター機能＞の3要素への目配りの不足ではなからうか。

項番(3)は、意図的な抹消ではないかと類推する。

「講習科目」、及び「要綱 09」にあった「V. 学校図書館メディアの構成と管理」は、テクニカル・サービスに対する科目であり、内容もテクニカルな詳細に及ぶ。

このため、同ジャンルの内容範囲は、他の科目「学校図書館メディアの構成」に全面的に委ねる判断を行ったと推測する。

しかし、こうした全国 SLA の方針は、次の2点の問題を残す。

- (1) 全国 SLA の刊行されるであろう新しい司書教諭シリーズ全5巻の文献世界の全体の中では、他の科目に委ねたり、依頼を受けたりは調整できよう。

しかし、司書教諭講習にせよ、大学等での司書教諭課程にせよ、すべてが全国 SLA の新しい司書教諭シリーズ全5巻を採用するとは考えづらい。部分的な教科書採用であれば、現時点では「講習科目」の提示範囲を大きく逸脱することは、問題を生じさせる。

- (2) これが提案者(達)の個人責任において提案されるのであれば、基本的に自由である。しかし、学校図書館に関してのナショナルセンターとも言うべき全国 SLA の「要綱(第一次案)」、及び、将来の刊行物がこうした独自展開は避けるべきであろう。
- (3) なお、「講習科目」の提示枠組み自体の変更を、全国 SLA が提案するのであれば、その点を明示し、自らの立ち位置を明らかにすべきである。

4. 学校図書館メディアの構成

本章では、「講習科目」の中の学校図書館メディアの構成について検討する。

4.1 科目の「ねらい」

最初に科目の「ねらい」を取り上げる。

「講習科目」では、学校図書館メディアの構成について、次のように記している¹⁶。

学校図書館メディアの構成に関する理解及び実務能力の育成を図る。

これに対して「要綱 09」、及び、「要綱(第一次案)」は、この「講習科目」の「ねらい」を解説的に展開したものとなっている。具体的に見ていく。

「要綱 09」では、次の内容である。少し長文になるが、大切なところなので引用で示す¹⁷。

当科目は、学校図書館メディアの構成に関する理解および実務能力の育成を目ざしながら、学校図書館メディアの専門職である司書教諭としての基本的な知識を獲得することを目的とする。

まず高度情報社会における学習環境の変化にともなうメディアの教育的意義と役割について論じ、同時に各種メディアの種類と特性を説明する。さらにはよりすぐれた学校図書館メディアの構築のために適正な資料・情報の選択と収集・提供を目ざし、多様なメディアの評価を行う能力を獲得する。また学校図書館メディアの維持と発展を支えるものとして、司書教諭は、選択・収集・更新・廃棄の基準を策定し実行する能力を身につける。

メディアの組織化に関しては、その目的・意義とプロセスを理解したうえで、将来の学校図書館の当分野における新しい展開と方向性を見定めながら講義を展開し、必要に応じて演習や実習を行う。(下線は筆者)

では、新たに提起された「要綱(第一次案)」はどのようなになっているのか。引用で示す¹⁸。

学校教育における学校図書館の活用を促すためには、学習活動・読書活動の展開に資するコレクションが質・量ともに充実していることが大切である。そのためには、図書はもちろんのこと、それ以外のメディアを含めたコレクションを適正な構築が求められる。

本科目は、学校図書館メディアの構成に関する理解および実務能力の育成を目ざしながら、学校図書館メディアの専門職である司書教諭としての基本的な知識を獲得することを目的とする。具体的には、まず、高度情報社会における学習環境の変化にともなうメディアの教育的意

義と役割について知り、あわせて各種メディアの種類と特性を把握する。また、学習活動・読書活動に資する学校図書館メディアのコレクション構築のための実際的なプロセスを理解し、選択・収集・更新・廃棄の実務能力を身につける。

さらに、組織化に関して、その目的・意義とプロセスを理解し、目録や分類などの実務能力を獲得する。(下線は筆者)

このように「要綱 09」では、「学校図書館メディアの構成に関する理解および実務能力の育成を目ざし」、「必要に応じて演習や実習を行う」となっていた。

ここでは、学校図書館メディアの構成について司書教諭としての「基本的な知識を獲得」と述べ、方針の立案、政策推進などの経営的な基礎知識の獲得と共に、演習や実習をも伴わせて実務能力の育成をも目標としていた。

「要綱 09」の作成時には、学校図書館法に学校司書についての記述がなく、司書教諭のみが学校図書館の専門職として位置づけられていた状況の反映と考えられる。

これに対して「要綱(第一次案)」では、「学校図書館メディアの構成に関する理解および実務能力の育成を目ざし」、「選択・収集・更新・廃棄の実務能力」、「目録や分類などの実務能力」と、実務能力の獲得が強調されている。

しかし 2016 年 10 月の「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」(以下、「報告」)¹⁹の P.9「(4) 学校図書館に携わる教職員等」では、司書教諭、及び、学校司書について、次のように役割を示している。

少し長文になるが、大切な点なので引用で示す。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事する。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積

極的に他の教員に助言する。

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に進める。具体的には、①児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、②児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、③教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。(下線は筆者)

このように「報告」では、司書教諭と学校司書の役割分担と協働について記述している。

「講習科目」の一つである学校図書館メディアの構成のねらいにおいても、この「報告」での事項を踏まえた構成が望まれよう。

では、この「要綱09」と「要綱(第一次案)」が、ねらいが具現化された「内容」において、具体的にどのようなになっているのかを次節の「内容」で検討を進める。

4.2 内容(シラバス)

「要綱09」は、6つの柱を立てて、「内容」を添加している。次に、それを引用で示す²⁰。

「要綱09」の内容

- I. 高度情報社会における学校図書館メディア
- II. 学校図書館におけるメディアの種類と特性
- III. 学校図書館メディアの構築
- IV. 学校図書館メディアの組織化の意義と展開
- V. 学校図書館メディアの組織化の実際
- VI. 特別な支援を要する児童生徒と学校図書館メディア

このように「要綱09」では、「講習科目」の内容にある4つの柱に対して、6つの項目を展開している。

この中で、「I. 高度情報社会における学校図書館メディア」、及び、「VI. 特別な支援を要する児童生徒と学校図書館メディア」の2項目は、「要綱09」での独自展開である。

この内、「I. 高度情報社会における学校図書館メディア」は、当該科目全体への序論であり、

「VI. 特別な支援を要する児童生徒と学校図書館メディア」は、学校図書館のサービス対象者の属性に基づく内容と言えよう。

次に「要綱(第一次案)」の「内容」を確認しておこう。引用で示す²¹。

「要綱(第一次案)」の内容

- 第1回 学校図書館メディアの教育的意義と役割
- 第2回 学習環境の変化と学校図書館メディア
- 第3回 学校図書館メディアの種類と特性(1)
- 第4回 学校図書館メディアの種類と特性(2)
- 第5回 学校図書館におけるコレクション構築の基本
- 第6回 学校図書館におけるコレクション構築の実際(1):選択と収集
- 第7回 学校図書館におけるコレクション構築の実際(2):維持と発展(更新・廃棄を含む)
- 第8回 学校図書館におけるファイル資料の整備
- 第9回 学校図書館メディア組織化の基本
- 第10回 学校図書館メディア組織化の実際(1):目録法①
- 第11回 学校図書館メディア組織化の実際(2):目録法②
- 第12回 学校図書館メディア組織化の実際(3):主題索引法①
- 第13回 学校図書館メディア組織化の実際(4):主題索引法②
- 第14回 学校図書館におけるコレクションの配架と提供
- 第15回 これからの学校図書館メディアとその構成

ここで、「要綱(第一次案)」の15コマのシラバス仕立てを、「要綱09」と対峙させてみる。

表2 「要綱(第一次案)」と「要綱09」対応比較
学校図書館メディアの構成

「要綱(第一次案)」	「要綱09」	主な相違点
第1回 学校図	I. 高度情報社	学習環境の変

書館メディアの教育的意義と役割 第2回 学習環境の変化と学校図書館メディア	会における学校図書館メディア	化とそこでの学校図書館の立ち位置を取り上げた。	(1): 目録法① 第11回 学校図書館メディア組織化の実際 (2): 目録法② 第12回 学校図書館メディア組織化の実際 (3): 主題索引法① 第13回 学校図書館メディア組織化の実際 (4): 主題索引法②	組織化の実際	
第3回 学校図書館メディアの種類と特性 (1) 第4回 学校図書館メディアの種類と特性 (2)	II. 学校図書館におけるメディアの種類と特性 VI. 特別な支援を要する児童生徒と学校図書館メディア				
第5回 学校図書館におけるコレクション構築の基本 第6回 学校図書館におけるコレクション構築の実際 (1): 選択と収集 第7回 学校図書館におけるコレクション構築の実際 (2): 維持と発展(更新・廃棄を含む) 第8回 学校図書館におけるファイル資料の整備	III. 学校図書館メディアの構築	コレクション構築の柱のもとに3回を割り当てている。 さらに、ファイル資料の整備に1回を当てている。 調べ学習等への対応と推測される。	第14回 学校図書館におけるコレクションの配架と提供	VI. 特別な支援を要する児童生徒と学校図書館メディア	それぞれ独自展開。
第9回 学校図書館メディア組織化の基本 第10回 学校図書館メディア組織化の実際	IV. 学校図書館メディアの組織化の意義と展開 V. 学校図書館メディアの組	「要綱(第一次案)」では、情報資源組織化のテーマに5回を割り当てている。	第15回 これからの学校図書館メディアとその構成		

このように、「要綱(第一次案)」と「要綱 09」を対比すると、いくつかの相違が明らかとなる。
(1) 科目の概論に当たる部分が、「要綱(第一次案)」では、「第1回 学校図書館メディアの教育的意義と役割」、「第2回 学習環境の変化と学校図書館メディア」と、学習環境の変化を取り扱うと共に、学校教育とそこでの学校図書館の立ち位置を明確にしている。

「要綱 09」の「VI. 特別な支援を要する児童生徒と図書館メディア」は、「要綱(第一次案)」で第4回及び第14回の2回で展開されている。

「要綱 09」にあった「III. 学校図書館メディアの構築」について、「要綱(第一次案)」では、「第5回 学校図書館におけるコレクション構築の基本」、「第6回 学校図書館におけるコレクション構築の実際 (1): 選択と収集」、「第7回 学校図書館におけるコレクション構築の実際 (2): 維持と発展(更新・廃棄を含む)」、「第

8回「学校図書館におけるファイル資料」と都合4回を当てている。「選択・収集・更新・廃棄の実務能力を身に着ける」とのねらいへの対応と考えられる。

また、ファイル資料を独立して取り上げた点は、調べ学習、探求学習等への学校図書館の学習支援として評価したい。

- (2) 「要綱 09」にあった「IV. 学校図書館メディアの組織化の意義と展開」、「V. 学校図書館メディアの組織化の実際」については、要綱(第一次案)では、「第 9 回 学校図書館メディア組織化の基本」、「第 10 回 学校図書館メディア組織化の実際 (1) : 目録法①」、「第 11 回 学校図書館メディア組織化の実際 (2) : 目録法②」、「第 12 回 学校図書館メディア組織化の実際 (3) : 主題索引法①」、「第 13 回 学校図書館メディア組織化の実際 (4) : 主題索引法②」と5回を割り当て、手厚い。

ねらいにあった「目録や分類などの実務能力を獲得する」への対応と推測できる。

- (3) 情報資源組織化の部分では、目録法は日本目録規則を採用すると考えられるが、その目録規則は「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版」から、英米圏の目録規則である「Discription & Access」に準拠した「日本目録規則 2018 年版」(仮称)へと大きく変わろうとしている²²。
- 学校図書館において、「日本目録規則 2018 年版」(仮称)の精緻な目録規則をどのように取り入れるのか、否か、が明確ではない。
- (4) また、目録における書誌的事項の精粗の考え方も明示する必要がある。これは、MARC の活用とも関係する。
- (5) 主題索引法において、主題の分析²³、主題の要約、索引言語への翻訳などの基本的な事項が扱われていない。必ず追加すべきである。

以上、「学校図書館メディアの構成」について検討を行った。要綱(第一次案)は、今少し検討を続ける必要があろう。

5. 学習指導と学校図書館

本章では、「講習科目」の「学習指導と学校図書館」について検討する。

5.1 科目の「ねらい」

最初に科目の「ねらい」を取り上げる。「講習科目」では、学習指導と学校図書館について、次のように記している²⁴。

学習指導における学校図書館メディアの活用についての理解を図る。

これに対して「要綱 09」、及び、「要綱(第一次案)」は、この「講習科目」の「ねらい」を解説的に展開したものとなっている。具体的に見ていく。

「要綱 09」では、次の内容である。少し長文になるが、大切なところなので引用で示す²⁵。

現在、持続可能な社会を担う次世代市民としての児童生徒は、知識基盤社会・高度情報通信社会において、多様な現代的諸課題に関する知識・概念やリテラシー、スキルを持ち、多様な課題に立ち向かう学習への意欲や行動力が求められている。

学校図書館は、学校教育において、次世代市民としての児童生徒に対して、自ら問題意識を持ち、さまざまな情報やメディアを選択・活用することによって、主体的に学び暮らし、究めることができる人間に育てるためのセンターである。

学校図書館は、他の館種の図書館とは異なり、読書センター及び学習・情報センターとしての機能を有し、教科・領域等と連携・協働して児童生徒の学習指導の展開や学習活動を支え、学校における教育目標を達成するという重要な役割を持っている。

学校図書館を活用した学習が、効果的かつ積極的に行われるためには、学習目的に合った情報メディアを選択・収集し、活用し、研究調査した結果をまとめて発表する能力、即ち広義の情報活用能力が一定の計画のもとに育成されなければならない。

当科目では、学習指導と学校図書館との関わりを軸に、児童生徒の情報活用能力育成のための指導の基本と実際を扱うとともに、その指導に当たる教職員等に対する情報サービスや授業支援のあり方について取り上げる。(下線は筆

者)

すなわち当該科目について、「要綱 09」は「児童生徒の情報活用能力育成のための指導の基本と実際を扱う」と共に「教職員等に対する情報サービスや授業支援のあり方」を扱う、としている。

では、新たに提起された「要綱(第一次案)」はどのようなになっているのか。引用で示す²⁶。

現代社会はグローバル化、情報化等により、大きな変化が急激に生起している。そのような社会においては、近代学校教育が担っていた役割、すなわち 3R^s²⁷と基本的な知識や技能を習得させることだけでは不十分で、高度で複雑な問題解決に對峙していけるように、言語能力、コミュニケーション能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等、より高度な資質・能力の育成が求められるようになってきている。学校図書館の利活用の視点からすれば、司書教諭は学校図書館における情報活用能力の育成の意義・方法をどのように教育課程に位置づけ展開していくかを主導する使命をもっている。このような学校教育の中で教育課程の展開に寄与する学校図書館はどのような機能を果たし得るのか。また、そのためにどのような整備を行っていけばよいか、以下 5 点から検討する。

- (1) 学校教育における学校図書館
 - (2) 学校図書館における情報活用能力の育成と学校図書館
 - (3) 学習指導を支える学校図書館メディアと環境の整備
 - (4) 学習指導の実際と学校図書館
 - (5) これからの学習指導と学校図書館
- (下線は筆者)

このように「要綱(第一次案)」は、5 点の柱を立て、「学校教育の中で教育課程の展開に寄与する学校図書館」に焦点を当て、「言語能力、コミュニケーション能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等、より高度な資質・能力の育成」への学校図書館の寄与を求めている。

なお、「要綱(第一次案)」の「ねらい」中の「3R,s」の用語法は、唐突である。

では、この「要綱 09」と「要綱(第一次案)」で

の相違が、具体的にどのようなになっているのか、を次節の「内容」で検討する。

5.2 内容(シラバス)

「要綱 09」は、6 つの柱を立てて、「内容」を添加している。次に、それを引用で示す²⁸。

- I. 持続可能な社会のための学びと学校図書館の役割
- II. 学校教育カリキュラムと学校図書館
- III. 主体的学習と情報活用能力の育成
- IV. 情報活用能力育成の計画と方法
- V. 学校図書館における情報サービス
- VI. 教職員に対する支援と働きかけ

このように「要綱 09」は、「講習科目」の「内容」にある 7 つの柱とは異なる 6 つの柱の立て方であるが、内容としては「講習科目」の 7 項目をすべて取り扱っている。

次に「要綱(第一次案)」の「内容」を確認しておこう。引用で示す²⁹。

内容	
第 1 回	現代の学校教育と学校図書館
第 2 回	教育課程の編成と学校図書館
第 3 回	学習指導要領と学校図書館
第 4 回	学校図書館における情報活用能力の育成
第 5 回	学校図書館における情報活用能力の育成と評価 (1) 課題の設定
第 6 回	学校図書館における情報活用能力の育成と評価 (2) 情報の収集
第 7 回	学校図書館における情報活用能力の育成と評価 (3) 整理・分析
第 8 回	学校図書館における情報活用能力の育成と評価 (4) まとめと表現
第 9 回	情報サービスと学校図書館
第 10 回	発達・情報ニーズに応じた学校図書館メディアの選択
第 11 回	学習指導を支える学校図書館メディアと環境の整備
第 12 回	教科等の学習指導の実際と学校図書館

第13回 総合的な学習・探究の時間と学校図書館

第14回 特別な教育的ニーズと学校図書館

第15回 司書教諭の役割と学習指導と学校図書館

さて、「要綱(第一次案)」の15コマのシラバス仕立てを、「要綱09」と対応してみる。

表3「要綱(第一次案)」と「要綱09」対応比較
学習指導と学校図書館

「要綱(第一次案)」	「要綱09」	主な相違点
第1回 現代の学校教育と学校図書館	I. 持続可能な社会のための学びと学校図書館の役割	
第2回 教育課程の編成と学校図書館 第3回 学習指導要領と学校図書館	II. 学校教育カリキュラムと学校図書館	学習指導要領が示した「より高度な資質・能力の育成」における学校図書館の役割を取り扱う。
第4回 学校図書館における情報活用能力の育成	III. 主体的学習と情報活用能力の育成	
第5回 学校図書館における情報活用能力の育成と評価 (1) 課題の設定 第6回 学校図書館における情報活用能力の育成と評価 (2) 情報の収集 第7回 学校図書館における	IV. 情報活用能力育成の計画と方法	学校図書館における「情報活用能力の育成と評価」のプロセスを、「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめと表現」の逐次的プロセスとして扱っている。

情報活用能力の育成と評価 (3) 整理・分析 第8回 学校図書館における情報活用能力の育成と評価 (4) まとめと表現		
	V. 学校図書館における情報サービス VI. 教職員に対する支援と働きかけ	「教職員に対する支援と働きかけ」は、第9回 情報サービスと学校図書館に含まれる。
第10回 発達・情報ニーズに応じた学校図書館メディアの選択 第11回 学習指導を支える学校図書館メディアと環境の整備 第12回 教科等の学習指導の実際と学校図書館 第13回 総合的な学習・探究の時間と学校図書館 第14回 特別な教育的ニーズと学校図書館 第15回 司書教諭の役割と学習指導と学校図書館		「要綱(第一次案)」での独自の展開事項。

このように、「要綱(第一次案)」と「要綱09」を対比すると、いくつかの相違が明らかとなる。

- (1) 学習指導要領が示した「より高度な資質・能力の育成」における学校図書館の役割を明確に示した。
- (2) 学校図書館における「情報活用能力の育成と評価」のプロセスを、「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめと表現」の逐次的プロセスとして扱っている。
- (3) 「第10回 発達・情報ニーズに応じた学校図書館メディアの選択」、「第11回 学習指導を支える学校図書館メディアと環境の整備」、「第12回 教科等の学習指導の実際と学校図書館」、「第13回 総合的な学習・探究の時間と学校図書館」、「第14回 特別な教育的ニーズと学校図書館」と各トピックスに対応させて学校図書館を取り扱う。
- (4) 総合すると、新学習指導要領の展開において、学校図書館を積極的に位置づけようとしている。

6. 読書と豊かな人間性

本章では、「講習科目」の「学習指導と学校図書館」について検討する。

6.1 科目の「ねらい」

最初に科目の「ねらい」を取り上げる。「講習科目」では、読書と豊かな人間性について、次のように記している³⁰。

児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る。

これに対して「要綱 09」、及び、「要綱(第一次案)」は、この「講習規程」の「ねらい」を解説的に展開したものとなっている。具体的に見ていく。

「要綱 09」では、次の内容である。少し長文になるが、大切なところなので引用で示す³¹。

生涯学習社会と呼ばれる今日の社会において、子どもの生涯にわたる読書習慣を形成し、豊かな人間性を育むためには、初期の段階からの読書教育が重要である。

当科目では、児童生徒の発達段階に応じた読書教育のあり方について論じる。また、子ども

の読書実態に基づいた読書指導や、子どもと図書を結びつけ、読書習慣を形成するための方法や技能について、理解を図る。さらに、全校の教職員、保護者、地域社会に、子どもの読書活動への参加を促し、その活動を支援する司書教諭の役割と責務について、より具体的な理解を図る。

一方、「要綱(第一次案)」ではどのようなになっているのか。引用で示す³²。

今日の学校教育では、何かを調べるために本の一部分を読み取ることも、新聞や雑誌等の印刷資料を読み取ることも、電子情報や図表等の多様なメディアを読み取ることも読書と捉える傾向にある。一方で、長編を読み通す力も重要視されている。つまり、学校図書館の「学校教育課程の展開に寄与する」「児童及び生徒の健全な教養を育成する」という目的や「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を読書指導においても横断的に考えていくことが求められている。

当科目では、学校図書館の目的と機能を生かし、読書の意義と目的、児童生徒の読書習慣の形成、発達段階に応じた読書指導など、学校教育における全教職員による読書指導の理解を図り、率先垂範する司書教諭としての実践力を養う。さらに、学校司書、公共図書館、保護者、地域社会等と連携し、その活動を推進する司書教諭の役割と責務について、より具体的な理解を図る。

では、この「要綱 09」と「要綱(第一次案)」での相違が、具体的にどのようなになっているのか、を次節の「内容」で検討を進める。

6.2 内容(シラバス)

「要綱 09」は、8つの柱を立てて、「内容」を添加している。次に、それを引用で示す³³。

内 容

- I. 読書指導と読書教育
- II. 子どもの読書環境

- Ⅲ. 多様な読書資料
- Ⅳ. 発達段階に応じた読書指導
- Ⅴ. 子どもと本を結ぶための方法
- Ⅵ. 読書指導の実際
- Ⅶ. 読書活動の推進と司書教諭
- Ⅷ. 地域社会との連携

このように「要綱 09」は、「講習科目」の「内容」にある6つの柱とは異なる8つの柱の立て方であるが、内容としては「講習科目」の6項目を概ね扱っている。

次に「要綱(第一次案)」の「内容」を確認しておこう。引用で示す³⁴⁾。

内容

- 第1回 読書の意義と目的
- 第2回 読書教育の系譜
- 第3回 読書指導と学校図書館
- 第4回 子どもの読書環境
- 第5回 発達段階に応じた読書指導
- 第6回 子どもの本の種類と提供
- 第7回 読書環境の整備
- 第8回 子どもと本を結ぶための方法(1)
- 第9回 子どもと本を結ぶための方法(2)
- 第10回 各教科等での読書指導・探究的な学習と読書指導
- 第11回 読書指導のための読書活動の実際(1)
- 第12回 読書指導のための読書活動の実際(2)
- 第13回 読書指導の推進と司書教諭・学校司書
- 第14回 個に応じた読書指導
- 第15回 地域社会との連携

ここで、「要綱(第一次案)」の15コマのシラバス仕立てを、「要綱 09」と対応させてみる。

表4 「要綱(第一次案)」と「要綱 09」対応比較
読書と豊かな人間性

「要綱(第一次案)」	「要綱 09)」	主な相違点
第1回 読書の意義と目的 第2回 読書教育の系譜	Ⅰ. 読書指導と読書教育	教育政策、学校教育と読書指導への言及を追加。

第3回 読書指導と学校図書館		
第4回 子どもの読書環境	Ⅱ. 子どもの読書環境	
第5回 発達段階に応じた読書指導	Ⅳ. 発達段階に応じた読書指導	発達段階を就学前～高校生まで6区分。
第6回 子どもの本の種類と提供	Ⅲ. 多様な読書資料	
第7回 読書環境の整備 第8回 子どもと本を結ぶための方法(1) 第9回 子どもと本を結ぶための方法(2)	Ⅴ. 子どもと本を結ぶための方法	各種の読書機会の提供を実践的に取り上げた。
第10回 各教科等での読書指導・探究的な学習と読書指導 第11回 読書指導のための読書活動の実際(1) 第12回 読書指導のための読書活動の実際(2) 第14回 個に応じた読書指導	Ⅵ. 読書指導の実際	読書活動の実際を学校種別で展開している。 「特別な支援…」に「日本語を母語としない児童生徒」を加えた。
第13回 読書指導の推進と司書教諭・学校司書	Ⅶ. 読書活動の推進と司書教諭	学校司書の職務と支援を追加。
第15回 地域社会との連携	Ⅷ. 地域社会との連携	連携対象に学校図書館支援センターを追加。

このように、「要綱(第一次案)」と「要綱 09」を対比すると、いくつかの相違が明らかとなる。

- (1) 概説にあたる読書指導と読書教育では、教育政策、学校教育と読書指導への言及を追加している。
- (2) 発達段階に応じた読書指導では、対象を就学前、小学校低学年、小学校中学年、小学校高学年、中学生、高校生まで細かく 6 区分した。
- (3) 児童生徒と本を結ぶ方法では、各種の読書機会の提供を実践的に取り上げた。
- (4) 読書指導の実際には、学校種別の事例を取り上げた。
また、「特別な支援…」に「日本語を母語としない児童生徒」を加えた。
- (5) 読書指導の推進と司書教諭・学校司書として、学校司書の職務と支援を追加した。
- (6) 地域社会との連携対象に学校図書館支援センターを追加した。ただ、学校図書館支援センターが、地域社会に包摂されるかの疑問は残る。

なお、「ねらい」において「今日の学校教育では、何かを調べるために本の一部分を読み取ることも、新聞や雑誌等の印刷資料を読み取ることも、電子情報や図表等の多様なメディアを読み取ることも読書と捉える傾向にある。」(下線は筆者)としている。しかし「内容」では、「子どもの本の種類と提供」として、図書資料の「種類・特性、選択、提供」に限定している。

また「子どもの本」という表現は、小学校段階に限定されてしまう、と思うのは穿ちすぎであろうか。

7. 情報メディアの活用(情報メディア教育論)

本章では、「講習科目」の「情報メディアの活用」について取り上げる。

最初に「要綱(第一次案)」では、科目名が「情報メディア教育論(情報メディアの活用)」と変更されている点を指摘しておきたい。「要綱(第一次案)」には、この変更についての説明はない。

情報メディア教育論の内容範囲は、2014 年 3 月 4 日、UNESCO がメディアリテラシー・情報リテラシー (MIL) の政策・戦略についてのガイ

ドライン “Media and Information Literacy Policy and Strategy Guidelines” で発表したように、メディアリテラシー・情報リテラシー教育における 4 つの能力、批判的思考能力、メディアの制作、コミュニケーション能力、コラボレーション能力を養成する内容と考えられる³⁵。

そうであれば、「講習科目」の「情報メディアの活用」の「ねらい」、「内容」の範囲を超えて、学校図書館がメディアリテラシー・情報リテラシー教育の支援へと踏み込むことを提唱していると考えられよう³⁶。

具体的な検討は、次の「ねらい」、「内容」の検討に委ねたい。

7.1 科目の「ねらい」

最初に科目の「ねらい」を取り上げる。「講習科目」では、情報メディアの活用について、次のように記している³⁷。

学校図書館における多様な情報メディアの特性と活用方法の理解を図る。

これに対して「要綱 09」、及び、「要綱(第一次案)」は、この「講習科目」の「ねらい」を解説的に展開したものとなっている。具体的に見ていく。

「要綱 09」では、次の内容である。少し長文になるが、大切なところなので引用で示す³⁸。

現代社会は知識基盤社会へ変わりつつあり、そこで生きていく人間にとって生涯学習はますます不可欠なものとなる。情報化の進展により、生涯学習の機会がさまざまな情報メディアによって与えられるようになれば、情報リテラシーを持たない人間は学習の機会を失うことになる。学校教育はそのための基本的な学習指導を積極的に行うべきである。

一方、教育への ICT の導入は積極的に進められており、情報やメディアの活用による効果的な授業展開をはじめ、種々の教育活動におけるより積極的な応用が求められている。

メディア・センターとしての機能を担う現代の学校図書館には、教員に対する情報や情報メ

ディア活用の支援機能や、情報活用能力育成のための教育を支援する機能が期待されている。このような機能・役割を果たすために、司書教諭にはメディアの専門家としての役割が求められており、多様な情報メディアに関する知識やその運用に関する知識・技能を深めることが要求される。

当科目では、他の司書教諭講習各科目で取り上げられる事項も補いつつ、学校や学校図書館で用いられる情報メディアのうち、とりわけ新しいメディアを中心に、教授＝学習という観点からそれらの種類と特性、実際の活用法や事例、情報機器の導入や運用について学ぶ。さらには、情報メディアを活用するにあたり、学校や児童生徒が留意しなければならない、情報メディアがもたらす問題点とその対処に関する知識の習得を目指す。(下線は筆者)

一方、「要綱(第一次案)」ではどのようなになっているのか。引用で示す³⁹。

21 世紀を迎え、情報技術の発展、革新はめざましく、ネット上の情報が短時間で世界に拡散する今日、情報メディアを取り巻くリテラシーは、今日の学校教育において不可欠の要素となっている。

学校図書館が学習情報メディアセンターとして十全に機能するためには、司書教諭が現今の情報メディアに関する知識を習得していることに留まらず、校内の情報・メディア活用のリーダーとして他の教職員を支援できること、児童生徒の情報活用能力(情報リテラシー)育成のための知識を有していることが必須となる。

本科目は司書教諭のメディアの専門家・指導者としての役割に焦点を当て、司書教諭が学校、ことに学校図書館を拠点に、教育活動への情報メディアの利活用の推進役を担うことを目指して構成されている。さらには、学校内外において教員および児童生徒が留意すべき、著作権や個人情報保護など、情報をとりまく様々な権利や法制度についての知識習得をも目指したい。

このように、「要綱 09」と「要綱(第一次案)」

の「ねらい」を並列して見ると、「要綱 09」のほうが幾分か実践的、具体的であるように感じられる。

なお、「著作権や個人情報保護など」の字句は、「知的財産権や個人情報保護など」のほうが「内容」とも整合している。

では、この「要綱 09」と「要綱(第一次案)」での相違が、具体的にどのようなになっているのか、を次節の「内容」で検討を進める。

7.2 内容(シラバス)

「要綱 09」は、5 つの柱を立てて、「内容」を添加している。次に、それを引用で示す⁴⁰。

- I. 知識基盤社会と人間
- II. 情報メディアの特性と選択
- III. 情報メディアの教育利用
- IV. 情報メディアの活用事例
- V. 情報メディアと児童生徒の保護・支援

このように「要綱 09」は、「講習科目」の「内容」にある 5 つの柱と同様に 5 の柱としている。ただし、「内容」にある各種メディアを「要綱 09」は、情報メディアと一括し、事例や保護・支援を取り入れている。

次に「要綱(第一次案)」の「内容」を確認しておこう。引用で示す⁴¹。

- 第 1 回 情報と社会
- 第 2 回 教育・学習理論と情報メディアの活用
- 第 3 回 教育メディアの歴史(1)
- 第 4 回 教育メディアの歴史(2)
- 第 5 回 情報メディアの種類と特性(1)
- 第 6 回 情報メディアの種類と特性(2)
- 第 7 回 デジタルツールの活用
- 第 8 回 インターネット情報源の活用
- 第 9 回 児童生徒の情報行動の実態と指導
- 第 10 回 情報メディアの活用事例(小学校)
- 第 11 回 情報メディアの活用事例(中学校)
- 第 12 回 情報メディアの活用事例(高等学校)
- 第 13 回 特別な支援を要する児童生徒への情報メディアの活用事例
- 第 14 回 情報メディアを取り巻く連携の事例

第15回 情報メディアをめぐる課題と展望

ここで、「要綱(第一次案)」の15コマのシラバス仕立てを、「要綱 09」と対応させてみる。

表5 「要綱(第一次案)」と「要綱 09」対応比較
情報メディアの活用(情報メディア教育論)

「要綱(第一次案)」	「要綱 09」	主な相違点
第1回 情報と社会 第2回 教育・学習理論と情報メディアの活用 第3回 教育メディアの歴史(1) 第4回 教育メディアの歴史(2)	I. 知識基盤社会と人間	教育メディアの歴史の視点を導入。
第5回 情報メディアの種類と特性(1) 第6回 情報メディアの種類と特性(2)	II. 情報メディアの特性と選択	非媒体型デジタル情報源(Web、オンラインDB、電子書籍)を独立させた。
第7回 デジタルツールの活用 第8回 インターネット情報源の活用	III. 情報メディアの教育利用	OPACの活用と導入を追加。
第9回 児童生徒の情報行動の実態と指導 第10回 情報メディアの活用事例(小学校) 第11回 情報メディアの活用事例(中学校)	IV. 情報メディアの活用事例	活用事例を小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(学級)へと展開。

第12回 情報メディアの活用事例(高等学校) 第13回 特別な支援を要する児童生徒への情報メディアの活用事例		
第14回 情報メディアを取り巻く連携の事例	IV. 情報メディアの活用事例の「4. 司書教諭と他の分掌との連携」を独立させた。	第14回の「タイトル」とその下位区分項目が違和。
第15回 情報メディアをめぐる課題と展望	V. 情報メディアと児童生徒の保護・支援	新たに「図書貸出記録」の取り扱いを追加。

このように、「要綱(第一次案)」と「要綱 09」を対比すると、いくつかの相違が明らかとなる。

- (1) 「I. 知識基盤社会と人間」において、教育メディアの歴史の視点を導入し、丁寧に論じている。
- (2) 「II. 情報メディアの特性と選択」では、非媒体型デジタル情報源(Web、オンラインDB、電子書籍)を独立させて扱う。情報環境の変化の反映であろう。
- (3) 「III. 情報メディアの教育利用」では、OPACの活用と導入を追加した。学校図書館業務へのコンピュータ普及の反映であろう。
- (4) IV. 情報メディアの活用事例の「4. 司書教諭と他の分掌との連携」を独立させた。具体的には、下位区分に「1. 教員研修」、「2. 学校司書」、「3. 司書教諭養成とリカレント教育」を配した。しかし、司書教諭にのみ「養成とリカレント教育」があり、学校司書にはリカレント教育の項目ないということには、違和を感じる。
- (5) 「V. 情報メディアと児童生徒の保護・支援」では、新たに「図書貸出記録」の取り扱いを追加した。ただし、読書指導、「読書通帳」、自動貸出機、読書の秘密などの学校図書館における

論議は、収束しておらず、論述に留意が必要であろう。

(6)「要綱(第一次案)」では、科目名を「情報メディア教育論(情報メディアの活用)」とした。本章の冒頭でも論述したように、情報メディア教育の守備範囲は、UNESCOのガイドラインにあるように「情報リテラシーの4つの能力」である「批判的思考能力」、「メディアの制作」、「コミュニケーション能力」、「コラボレーション能力」の育成である。

しかし、「要綱(第一次案)」の15回の授業計画には、「メディアの制作」の項目はなく、メディアは「活用する」ものとして対象化している。

また、「コミュニケーション能力」、「コラボレーション能力」の育成に学校図書館がどのように支援をしていくのかについても定かではない。

より一層の慎重な検討と内容の深化が求められる。

8. その他

本稿では、全国SLAが提示された「要綱(第一次案)」について、足掛け10年前の「要綱09」との比較を中心に論じた。

個別の5科目の個々に対しての論議は再現しないが、全体を通じての違和感をここで記しておきたい。

今回、全国SLAは「要綱(第一次案)」と共に、「全国SLA学校司書養成科目シラバス(第一次案)」(以下、「学校司書(第一次案)」)も公開している⁴²。この「学校司書(第一次案)」では、「(全国SLA)学校司書の養成及び研修のあり方検討委員会」野口武悟委員長の「「学校司書のモデルカリキュラム」に対応した講義要綱の検討」、及び、設楽敬一全国SLA理事長の「「学校司書のモデルカリキュラム」に対応したシラバスについて」が、冒頭に収録されている。また、巻末には、「全国SLA学校司書養成科目シラバス(第一次案)」の表記の下に、委員諸氏が表記されている。

2018年8月8日

公益社団法人全国学校図書館協議会 学校司書の養成および研修のあり方検討委員会
委員長 野口武悟

委員 安藤友張
磯部延之
小川三和子
鎌田和宏
小林 功
小日向輝代
千葉尊子
斎藤 純
平野 誠

これを拝見すると、今回提起された「学校司書(第一次案)」についての全国SLAでの位置づけが概ね類推できる。

一方、「要綱(第一次案)」については、責任表示が「全国学校図書館協議会司書教諭講習テキスト編集委員会」となっているのみで、「科目名」、「科目のねらいと概要」、「15回のシラバス仕立て」(テキストの章立てか)があるのみである。

少なくとも検討委員会設置の趣旨、検討委員会での検討の方向性、検討委員会の委員公開は行うべきではないだろうか。

「要綱(第二次案)」の提示時には、このことをお願いしておきたい。

9. さいごに

1990年代後半以降、私たちを取り巻く情報環境生態系の変容はますます加速化している。学校、学校図書館についてもその影響は大きい。教育の情報化施策の推進や各種の中教審答申、新学習指導要領の制定内容などはこうした状況への反応である。

文部科学省による「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について(通知)」(1998年3月18日)に「(別紙2) 司書教諭の講習科目のねらいと内容」が公表されてから、概ね10年の歳月が経過している。

本稿で検討対象としたのは、全国SLAが、2018年8月14日に公開した「学校図書館司書教諭講習要綱」(改定案)についてである。

しかし、今後の検討視座としては次のことが考えられる。

- (1) 「(別紙2) 司書教諭の講習科目のねらいと内容」の枠組みを所与のものとし、学校、

学校図書館を取り巻く変化への対応として、科目の内実の見直しをさらに続ける。

- (2) 学校図書館司書教諭講習の枠組みを所与のものとして、養成科目の科目構成、内容等を抜本的に見直す。

この場合には、学校図書館司書教諭講習規程の見直しを要する。

- (3) 学校図書館司書教諭講習の枠組みそのものを見直し、「講習」を従、大学等における司書教諭養成課程を主として、主従を入れ替える。この場合には、学校図書館法第 5 条の 2 項から 4 項までの改正を要する。

いずれの道も多くの分岐が想定されるが、一步一步進んでいくしかない。

最後に、本稿の検討機会を触発いただいた全国 SLA に対して感謝の意を捧げたい。

なお、文末に「要綱 09)」（抜粋）、「要綱(第一次案)」（抜粋）を別添資料として、付した。

別添1 (別紙2)「司書教諭の講習科目のねらいと内容」

文初小第80号
平成10年3月18日

各国公立大学長
放送大学長
各都道府県教育委員会 殿
各都道府県知事
国立久里浜養護学校長

文部省初等中等教育局長 辻村 哲夫

学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327076.htm

〔確認：2018年9月1日〕

(別紙2)「司書教諭の講習科目のねらいと内容」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327211.htm

〔確認：2018年9月1日〕

・学習指導と学校図書館

ねらい

学習指導における学校図書館メディア活用についての理解を図る

内容

1. 教育課程と学校図書館
2. 発達段階に応じた学校図書館メディアの選択
3. 児童生徒の学校図書館メディア活用能力の育成
4. 学習過程における学校図書館メディア活用の実践
5. 学習指導における学校図書館の活用
6. 情報サービス（レファレンスサービス等）
7. 教師への支援と働きかけ

・読書と豊かな人間性

ねらい

児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る

内容

1. 読書の意義と目的
2. 読書と心の教育（読書の習慣形成を含む）
3. 発達段階に応じた読書の指導と計画
4. 児童・生徒向け図書の種類と活用（漫画等の利用方法を含む）
5. 読書の指導方法（読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等）
6. 家庭、地域、公共図書館等との連携

別添2

全国学校図書館協議会学校図書館司書教諭講習講義要綱作成委員会制定（抜粋）

「学校図書館司書教諭講習講義要綱」 2009年10月15日

学習指導と学校図書館

ねらい

現在、持続可能な社会を担う次世代市民としての児童生徒は、知識基盤社会・高度情報通信社会において、多様な現代的諸課題に関する知識・概念やリテラシー、スキルを持ち、多様な課題に立ち向かう学習への意欲や行動力が求められている。

学校図書館は、学校教育において、次世代市民としての児童生徒に対して、自ら問題意識を持ち、さまざまな情報やメディアを選択・活用することによって、主体的に学び暮らし、究めることができる人間に育てるためのセンターである。学校図書館は、他の館種の図書館とは異なり、読書センター及び学習・情報センターとしての機能を有し、教科・領域等と連携・協働して児童生徒の学習指導の展開や学習活動を支え、学校における教育目標を達成するという重要な役割を持っている。

学校図書館を活用した学習が、効果的かつ積極的に行われるためには、学習目的に合った情報メディアを選択・収集し、活用し、研究調査した結果をまとめて発表する能力、即ち広義の情報活用能力が一定の計画のもとに育成されなければならない。当科目では、学習指導と学校図書館との関わりを軸に、児童生徒の情報活用能力育成のための指導の基本と実際を扱うとともに、その指導に当たる教職員等に対する情報サービスや授業支援のあり方について取り上げる。

内 容

- I. 持続可能な社会のための学びと学校図書館の役割
- II. 学校教育カリキュラムと学校図書館
- III. 主体的学習と情報活用能力の育成
- IV. 情報活用能力育成の計画と方法
- V. 学校図書館における情報サービス
- VI. 教職員に対する支援と働きかけ

読書と豊かな人間性

ねらい

生涯学習社会と呼ばれる今日の社会において、子どもの生涯にわたる読書習慣を形成し、豊かな人間性を育むためには、初期の段階からの読書教育が重要である。

当科目では、児童生徒の発達段階に応じた読書教育のあり方について論じる。また、子どもの読書実態に基づいた読書指導や、子どもと図書を結びつけ、読書習慣を形成するための方法や技能について、理解を図る。さらに、全校の教職員、保護者、地域社会に、子どもの読書活動への参加を促し、その活動を支援する司書教諭の役割と責務について、より具体的な理解を図る。

内 容

- I. 読書指導と読書教育
- II. 子どもの読書環境
- III. 多様な読書資料
- IV. 発達段階に応じた読書指導
- V. 子どもと本を結ぶための方法
- VI. 読書指導の実際
- VII. 読書活動の推進と司書教諭
- VIII. 地域社会との連携

別添3

「学校図書館司書教諭講習講義要綱」改定版（第一次案）（抜粋）

「学校経営と学校図書館」、「学校図書館メディアの構成」、「学習指導と学校図書館」
「読書と豊かな人間性」、「情報メディアの活用」

第41回全国学校図書館研究大会（富山・高岡大会）2018年8月8日（水）～8月10日（金）

科目名 学校経営と学校図書館

ねらいと概要

当科目は、現代社会や学校教育の動向を踏まえ、学校図書館の理念・目的・役割・活動内容等の理論と実践について学び、学校図書館の現状と課題を明らかにして、学校図書館の専門的職務を担う司書教諭等に求められる役割や職務について基本的な理解を図ることを目的としており、司書教諭講義科目全体の総論的性格をもっている。学校図書館では、これまで他の館種に比べて、施設・設備の規模が比較的小さく、専門的職員の配置も不足していたことにより、多くの学校図書館では学校図書館担当者の経験や勘に頼った図書館運営が行われてきたが、今後は計画・実行・評価・改善という経営サイクルに即した効果的、効率的な図書館経営が求められている。当科目は、そのための中心的な科目であり、その学習を通して学校の教育目標の達成を支援し、意欲的・創造的で魅力のある学校図書館活動を実現していく人材の育成に資する科目である。

内容

- 第1回 学校教育の理念と学校図書館
- 第2回 学校図書館の歴史
- 第3回 学校図書館の法と行政
- 第4回 学校の教育課程と学校図書館
- 第5回 学校図書館の機能・役割
- 第6回 学校図書館担当者の任務と役割
- 第7回 学校図書館の経営
- 第8回 学校図書館の管理
- 第9回 学校図書館の運営
- 第10回 学校図書館の学習活動への支援
- 第11回 学校図書館の特別活動への支援
- 第12回 学校図書館の連携・協力
- 第13回 学校図書館と特別支援教育
- 第14回 学校図書館活動の評価と改善
- 第15回 学校図書館の将来像

科目名 学校図書館メディアの構成

ねらいと概要

学校教育における学校図書館の活用を促すためには、学習活動・読書活動の展開に資するコレクションが質・量ともに充実していることが大切である。そのためには、図書はもちろんのこと、それ以外のメディアを含めたコレクションを適正な構築が求められる。

本科目は、学校図書館メディアの構成に関する理解および実務能力の育成を目ざしながら、学校図書館メディアの専門職である司書教諭としての基本的な知識を獲得することを目的とする。具体的には、まず、高度情報社会における学習環境の変化にともなうメディアの教育的意義と役割について知り、あわせて各種メディアの種類と特性を把握する。また、学習活動・読書活動に資する学校図書館メディアのコレクション構築のための実際のプロセスを理解し、選択・収集・更新・廃棄の実務能力を身につける。さらに、組織化に

関して、その目的・意義とプロセスを理解し、目録や分類などの実務能力を獲得する。

内容

- 第1回 学校図書館メディアの教育的意義と役割
- 第2回 学習環境の変化と学校図書館メディア
- 第3回 学校図書館メディアの種類と特性 (1)
- 第4回 学校図書館メディアの種類と特性 (2)
- 第5回 学校図書館におけるコレクション構築の基本
- 第6回 学校図書館におけるコレクション構築の実際 (1)：選択と収集
- 第7回 学校図書館におけるコレクション構築の実際 (2)：維持と発展 (更新・廃棄を含む)
- 第8回 学校図書館におけるファイル資料の整備
- 第9回 学校図書館メディア組織化の基本
- 第10回 学校図書館メディア組織化の実際 (1)：目録法①
- 第11回 学校図書館メディア組織化の実際 (2)：目録法②
- 第12回 学校図書館メディア組織化の実際 (3)：主題索引法①
- 第13回 学校図書館メディア組織化の実際 (4)：主題索引法②
- 第14回 学校図書館におけるコレクションの配架と提供
- 第15回 これからの学校図書館メディアとその構成

科目名 学習指導と学校図書館

ねらいと概要

現代社会はグローバル化、情報化等により、大きな変化が急激に生起している。その様な社会においては、近代学校教育が担っていた役割、すなわち 3R,s と基本的な知識や技能を習得させることだけでは足りず、高度で複雑な問題解決に対峙していけるように、言語能力、コミュニケーション能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等、より高度な資質・能力の育成が求められるようになってきている。学校図書館の利活用の視点からすれば、司書教諭は学校図書館における情報活用能力の育成の意義・方法をどのように教育課程に位置づけ展開していくかを主導する使命をもっている。このような学校教育の中で教育課程の展開に寄与する学校図書館はどのような機能を果たし得るのか。また、そのためにどのような整備を行っていけばよいか、以下5点から検討する。

- (1) 学校教育における学校図書館
- (2) 学校図書館における情報活用能力の育成と学校図書館
- (3) 学習指導を支える学校図書館メディアと環境の整備
- (4) 学習指導の実際と学校図書館
- (5) これからの学習指導と学校図書館

内容

- 第1回 現代の学校教育と学校図書館
- 第2回 教育課程の編成と学校図書館
- 第3回 学習指導要領と学校図書館
- 第4回 学校図書館における情報活用能力の育成
- 第5回 学校図書館における情報活用能力の育成と評価 (1) 課題の設定
- 第6回 学校図書館における情報活用能力の育成と評価 (2) 情報の収集
- 第7回 学校図書館における情報活用能力の育成と評価 (3) 整理・分析
- 第8回 学校図書館における情報活用能力の育成と評価 (4) まとめと表現
- 第9回 情報サービスと学校図書館

- 第10回 発達・情報ニーズに応じた学校図書館メディアの選択
- 第11回 学習指導を支える学校図書館メディアと環境の整備
- 第12回 教科等の学習指導の実際と学校図書館
- 第13回 総合的な学習・探究の時間と学校図書館
- 第14回 特別な教育的ニーズと学校図書館
- 第15回 司書教諭の役割と学習指導と学校図書館

科目名 読書と豊かな人間性

ねらいと概要

今日の学校教育では、何かを調べるために本の一部分を読み取ることも、新聞や雑誌等の印刷資料を読み取ることも、電子情報や図表等の多様なメディアを読み取ることも読書と捉える傾向にある。一方で、長編を読み通す力も重要視されている。つまり、学校図書館の「学校の教育課程の展開に寄与する」「児童及び生徒の健全な教養を育成する」という目的や「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を読書指導においても横断的に考えていくことが求められている。

当科目では、学校図書館の目的と機能を生かし、読書の意義と目的、児童生徒の読書習慣の形成、発達段階に応じた読書指導など、学校教育における全教職員による読書指導の理解を図り、率先垂範する司書教諭としての実践力を養う。さらに、学校司書、公共図書館、保護者、地域社会等と連携し、その活動を推進する司書教諭の役割と責務について、より具体的な理解を図る。

内容

- 第1回 読書の意義と目的
- 第2回 読書教育の系譜
- 第3回 読書指導と学校図書館
- 第4回 子どもの読書環境
- 第5回 発達段階に応じた読書指導
- 第6回 子どもの本の種類と提供
- 第7回 読書環境の整備
- 第8回 子どもと本を結ぶための方法(1)
- 第9回 子どもと本を結ぶための方法(2)
- 第10回 各教科等での読書指導・探究的な学習と読書指導
- 第11回 読書指導のための読書活動の実際(1)
- 第12回 読書指導のための読書活動の実際(2)
- 第13回 読書指導の推進と司書教諭・学校司書
- 第14回 個に応じた読書指導
- 第15回 地域社会との連携

科目名 情報メディア教育論（情報メディアの活用）

ねらいと概要

21世紀を迎え、情報技術の発展、革新はめざましく、ネット上の情報が短時間で世界に拡散する今日、情報メディアを取り巻くリテラシーは、今日の学校教育において不可欠の要素となっている。

学校図書館が学習情報メディアセンターとして十全に機能するためには、司書教諭が現今の情報メディアに関する知識を習得していることに留まらず、校内の情報・メディア活用のリーダーとして他の教職員を支援できること、児童生徒の情報活用能力（情報リテラシー）育成のための知識を有していることが必須となる。

本科目は司書教諭のメディアの専門家・指導者としての役割に焦点を当て、司書教諭が学校、ことに学校図書館を拠点に、教育活動への情報メディアの利活用の推進役を担うことを目指して構成されている。さらには、学校内外において教員および児童生徒が留意すべき、著作権や個人情報保護など、情報をとりまく様々な権利や法制度についての知識習得をも目指したい。

内容

- 第1回 情報と社会
- 第2回 教育・学習理論と情報メディアの活用
- 第3回 教育メディアの歴史（1）
- 第4回 教育メディアの歴史（2）
- 第5回 情報メディアの種類と特性（1）
- 第6回 情報メディアの種類と特性（2）
- 第7回 デジタルツールの活用
- 第8回 インターネット情報源の活用
- 第9回 児童生徒の情報行動の実態と指導
- 第10回 情報メディアの活用事例（小学校）
- 第11回 情報メディアの活用事例（中学校）
- 第12回 情報メディアの活用事例（高等学校）
- 第13回 特別な支援を要する児童生徒への情報メディアの活用事例
- 第14回 情報メディアを取り巻く連携の事例
- 第15回 情報メディアをめぐる課題と展望

引用文献

1 全国学校図書館協議会司書教諭講習テキスト編集委員会「「学校図書館司書教諭講習講義要綱」改定案(第一次案)」

www.j-sla.or.jp/pdfs/sisyokyoyukousyuu-kaiteian.pdf

【確認：2018年9月1日】

2 【意見募集】

全国SLAでは、現在検討を進めている下記の件について、皆様のご意見を広く募集します。

詳細は各ページよりご確認ください。ぜひ忌憚のないご意見をお寄せ下さい。(募集期間：8/14～31)

・学校図書館司書教諭講習講義要綱 改訂版(第一次案)

<http://www.j-sla.or.jp>

【確認：2018年9月1日】

3 全国学校図書館協議会学校図書館司書教諭講習講義要綱作成委員会「学校図書館司書教諭講習講義要綱」(2009年10月15日)

<http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-13.html>

【確認：2018年9月1日】

4 文初小第80号 平成10年3月18日

各国公私立大学長

放送大学長

各都道府県教育委員会 殿

各都道府県知事

国立久里浜養護学校長

文部省初等中等教育局長

辻村 哲夫

学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について(通知)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327076.htm

【確認：2018年9月1日】

5 (別紙2)「司書教諭の講習科目のねらいと内容」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327211.htm

【確認：2018年9月1日】

6 教育基本法

(平成十八年法律第二十号)

施行日：基準日時点

最終更新：基準日

目次

前文

第一章 教育の目的及び理念 (第一条—第四

条)

第二章 教育の実施に関する基本 (第五条—第十五条)

第三章 教育行政 (第十六条・第十七条)

第四章 法令の制定 (第十八条)

附 則

電子政府の総合窓口「e-Gov」

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418AC0000000120

【確認：2018年9月1日】

7 学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

施行日：平成二十九年四月一日

最終更新：平成三十年六月一日公布(平成三十年法律第三十九号)改正

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC000000026&openerCode=1

【確認：2018年9月1日】

8 学校図書館法

(昭和二十八年法律第八十五号)

施行日：平成二十八年四月一日

最終更新：平成二十七年六月二十四日公布(平成二十七年法律第四十六号)改正

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=328AC1000000185

【確認：2018年9月1日】

9 前掲4)

10 前掲5)

11 前掲4)

12 前掲1)

13 「要綱09」では、校内の協力体制作り、司書教諭としての研修の重要性にふれる。さらに、学校図書館メディア・学校図書館活動・他の館種を含めた図書館ネットワーク等とあり、具体的内容が示されていたが、「学校司書(第一次案)」ではそういった要素が無くなり『経営』に重点が置かれた。

第7回 学校図書館の経営

1)学校経営と学校図書館

2)学校図書館の経営の諸要素

3)学校図書館の経営サイクル

14 前掲3)

15 前掲1)

- 16 前掲 5)
17 前掲 11)
18 前掲 1)
19 2016 年 10 月、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/10/20/1378460_02_2.pdf

【確認：2018 年 9 月 1 日】

- 20 前掲 3)
21 前掲 1)
22 日本図書館協会目録委員会

<http://www.jla.or.jp/committees/mokuroku/tabid/184/Default.aspx>

【確認：2018 年 9 月 1 日】

- 23 主題分析には要約法と網羅的索引法の 2 種の方法があるが、図書館では要約法が採用されてきた。

- 24 前掲 4)

- 25 前掲 3)

- 26 前掲 1)

- 27 「コトバンク」

百科事典マイペディアの解説

スリーアールズ

読 reading, 書 writing, 算 arithmetic のこと。英語のつづりから三つの R をとって three R's という。日本では近世の寺子屋教育で読・書・算盤(そろばん)として成立。初等教育の基礎として重視され、理科・社会科などの内容教科に対して、用具教科と呼ばれてきた。

<https://kotobank.jp/word/%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%A2%E3%83%B%E3%83%AB%E3%82%BA-304250>

【確認：2018 年 9 月 1 日】

- 28 前掲 3)

- 29 前掲 1)

- 30 前掲 4)

- 31 前掲 3)

- 32 前掲 1)

- 33 前掲 3)

- 34 前掲 1)

- 35 『カレントアウェアネス-R』

UNESCO がメディアリテラシー・情報リテラシーの政策・戦略についてのガイドラインを発表

Posted 2014 年 3 月 5 日

2014 年 3 月 4 日、UNESCO がメディアリテラシ

ー・情報リテラシー (MIL) の政策・戦略についてのガイドライン “Media and Information Literacy Policy and Strategy Guidelines” を発表しました。ガイドラインは二部にわかれており、第一部の “MIL Policy Brief” はガイドラインの要約となっており、第二部はいくつかの総合的な章に分かれ、以下のようなトピックを含んでいるとのことです。

- ・どうやって MIL を開発ツールとして取り入れるか、

- ・ MIL の政策・戦略の概念的な枠組み

- ・世界の国々に適応できる MIL の政策・戦略モデル

- ・ UNESCO Releases Media and Information Literacy Policy and Strategy Guidelines (UNESCO, 2014/3/4)

http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/resources/news-and-in-focus-articles/all-news/news/unesco_releases_media_and_information_literacy_policy_and_strategy_guidelines/#.UxanLqyHgYI

- ・ Media and Information Literacy Policy and Strategy Guidelines (PDF)

<http://unesdoc.unesco.org/images/0022/002256/225606e.pdf>

<http://current.ndl.go.jp/node/25623>

【確認：2018 年 9 月 1 日】

- 36 例えば、法制大学「メディア教育論 I」(村上郷子)では、次のようなシラバスである。

【授業の概要と目的(何を学ぶか) / Outline and objectives】

授業では、ユネスコの「メディア情報リテラシー」のカリキュラムに基づく理論を学び、メディア分析を行う。具体的には、授業前半で、メディア情報リテラシー教育の重要な概念(シチズンシップ、メディア・情報言語、リプレゼンテーションなど)に関する理論的背景を学ぶ。授業後半では、グループで特定テーマに関するメディア分析を行い、ディベートのかたちでグループのプレゼンを行うことにより、メディア情報リテラシーの知識やスキルを包括的に習得する。

【到達目標 / Goal】

多様なメディアの分析を通じて、メディア情報リテラシー教育における 4 つの能力、批判的思考能力、メディアの制作、コミュニケーション能力、コラボレーション能力を身につけることができる。

グループ活動では、プレゼン資料やおしゃべり原稿(シナリオ)などを作成することにより、実

実践的なメディア情報リテラシーのスキルを習得することができる。

【授業の進め方と方法 / Method(s)】

シチズンシップ、メディア倫理、メディア・情報のリプレゼンテーションなど、メディア情報リテラシー教育の重要な概念に関する理論的背景を、演習を通じて学ぶ。授業の後半では、グループでテーマに関するメディア分析を行い、ディベートのかたちでプレゼンテーションを行う。なお、グループとテーマについては、履修者が確定した時点でアンケート調査・調整を行い、決定する。

到達目標にあるように、「メディア情報リテラシー教育における4つの能力、批判的思考能力、メディアの制作、コミュニケーション能力、コラボレーション能力」を養成する科目と考えられる。

https://syllabus.hosei.ac.jp/web/preview.php?no_id=1722069&nendo=2017&gakubu_id=%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%83%87%E3%82%B6%E3%82%A4%E3%83%B3%E5%AD%A6%E9%83%A8&gakubugeng=AM&radd=68

[確認：2018年9月1日]

しかし、こうした課題、実践方法を初等中等教育の場にインプリメントする具体案の提示が求められよう。

37 前掲 12)

38 前掲 11)

39 前掲 12)

40 前掲 11)

41 前掲 12)

42 正確には、次の3点を同時公開した。

・情報・メディアを活用する学び方の指導体系表改訂版(第一次案)

・全国SLA 学校司書養成科目シラバス(第一次案)

・学校図書館司書教諭講習講義要綱 改訂版(第一次案)

<http://www.j-sla.or.jp/>

[確認：2018年9月1日]

[受理：2018年9月10日]